

令和4年2月24日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会



議案

番号	件 名	主 管 課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教 育 政 策 課
2	令和4年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
3	令和3年度山口県一般会計補正予算（第9号）についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課
4	山口県部制条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教 育 政 策 課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和3年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和4年(2022年)2月24日

山口県教育委員会  
教育長 繁吉 健志

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口県立山口高等学校	教諭	札幌 高志	35年	令和4年1月29日 死亡退職

議案第2号

令和4年度山口県一般会計予算についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和4年（2022年）2月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和4年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和4年2月15日付け令3財政第168号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和4年度山口県一般会計予算
- 2 令和3年度山口県一般会計補正予算 (第9号)
- 3 山口県部制条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 10 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 4 年 (2022年) 2 月 15 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 4 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 9 号)
- 3 山口県部制条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 10 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

# 令和4年度山口県一般会計予算

教育委員会

## ■歳出予算

(単位：千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	当初予算額の財源内訳			
		国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費	122,403,111	21,498,352	4,007,000	4,164,521	92,733,238
項) 教育総務費	20,301,150	2,410,426	2,600,000	1,162,210	14,128,514
目) 教育委員会費	6,911	0	0	0	6,911
事項) 教育委員会運営費	6,911				6,911
目) 教育総務費	5,660,963	2,257,319	0	875,772	2,527,872
事項) 職員給与費	2,635,118	0	0	805,539	1,829,579
事項) 教育庁運営費	514,083	5,940		50,154	457,989
事項) 文教施策普及費	306				306
事項) 文教施設整備指導費	3,320	3,320			
事項) 奨学法人助成費	21,221	648		19,731	842
事項) 県立高校生等奨学事業費	306,971	102,322			204,649
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,146,842	2,145,089			1,753
事項) 義務教育課運営費	33,102			348	32,754
目) 教職員及び学校管理費	13,705,732	13,566	2,600,000	69,388	11,022,778
事項) 教職員福利厚生費	4,544				4,544
事項) 教職員健康管理費	100,265				100,265
事項) 教職員住宅管理費	30,074			31,204	△ 1,130
事項) 共済組合事務費交付金	81,516				81,516
事項) 学校管理費	52,965	13,566	0	24,268	15,131



事項) 教職員人事給与管理費	28,734			12,968	15,766
事項) 教職員退職手当給付費	12,806,172		2,600,000		10,206,172
事項) 災害補償費	87,822			948	86,874
事項) 児童手当給付費	513,640				513,640
目) 教育指導費	702,366	124,401	0	215,978	361,987
事項) 学校指導管理費	6,013	1,086	0	0	4,927
事項) 教科指導充実費	530				530
事項) 教育内容研究推進費	212,315	9,504	0	78,049	124,762
事項) 幼児教育充実費	41,786	14,298		405	27,083
事項) 児童生徒健全育成費	438,430	99,513	0	134,149	204,768
事項) 教職員資質向上対策費	3,292			3,375	△ 83
目) 教育振興費	28,837	6,671	0	0	22,166
事項) 特別支援教育振興費	28,102	6,671			21,431
事項) 定時制通信教育教科書等給与費	415				415
事項) 産業教育振興費	320				320
目) 教育研修所費	164,185	8,469	0	1,072	154,644
事項) 教育研修所管理運営費	91,943			433	91,510
事項) 教職員等研修費	39,310	6,819		626	31,865
事項) 新規採用教員等研修事業費	19,499				19,499
事項) 教育調査研究費	605				605
事項) 教育相談実施費	12,828	1,650		13	11,165
目) 恩給及び退職年金費	32,156	0	0	0	32,156

事項) 恩給及び退職年金	32,156				32,156
項) 小学校費	38,867,276	10,488,414	0	3,732	28,375,130
目) 教職員費	38,867,276	10,488,414	0	3,732	28,375,130
事項) 教職員給与費	38,504,795	10,420,537		3,726	28,080,532
事項) 非常勤職員給与費	251,658	67,877		6	183,775
事項) 教職員旅費	110,823				110,823
項) 中学校費	24,205,340	6,473,686	0	2,490	17,729,164
目) 教職員費	24,205,340	6,473,686	0	2,490	17,729,164
事項) 教職員給与費	23,791,016	6,391,309		2,489	17,397,218
事項) 非常勤職員給与費	279,282	82,377		1	196,904
事項) 教職員旅費	135,042				135,042
項) 高等学校費	23,414,737	5,758	582,000	2,674,428	20,152,551
目) 高等学校総務費	20,448,378	105	0	2,509,869	17,938,404
事項) 教職員給与費	19,481,276	105		2,501,265	16,979,906
事項) 非常勤職員給与費	827,285			8,604	818,681
事項) 教職員旅費	139,817				139,817
目) 全日制高等学校管理費	1,762,606	5,653	0	164,511	1,592,442
事項) 財産管理費	352,011			31,860	320,151
事項) 産業教育設備費	100,000				100,000
事項) 理科数学教育設備費	7,814	3,907			3,907
事項) 一般管理費	1,042,681	1,746		54,117	986,818
事項) 実験実習費	260,100			78,534	181,566

目) 定時制高等学校管理費	36,140	0	0	48	36,092
事項) 一般管理費	36,140			48	36,092
目) 実習船運営費	111,448	0	0	0	111,448
事項) 実習船運営費	111,448				111,448
目) 学校建設費	1,053,996	0	582,000	0	471,996
事項) 校舎改築費	116,337		53,000		63,337
事項) 大規模改造事業費	557,904		420,000		137,904
事項) 施設改造費	379,755		109,000		270,755
目) 通信教育費	2,169	0	0	0	2,169
事項) 一般管理費	2,169				2,169
項) 特別支援学校費	13,436,760	1,829,167	825,000	17,793	10,764,800
目) 特別支援学校費	13,436,760	1,829,167	825,000	17,793	10,764,800
事項) 財産管理費	77,232				77,232
事項) 施設整備費	1,339,375	5,905	825,000		508,470
事項) 一般管理費	203,940	0	0	702	203,238
事項) 実験実習費	12,002			3,636	8,366
事項) 教材費	68,681				68,681
事項) 設備充実費	14,383				14,383
事項) 教職員給与費	10,419,864	1,608,531		1,264	8,810,069
事項) 非常勤職員給与費	439,360			369	438,991
事項) 教職員旅費	35,600				35,600
事項) 就学奨励費	202,756	102,109			100,647

事項) 通学対策費	623,567	112,622		11,822	499,123
項) 社会教育費	1,402,693	50,003	0	131,679	1,221,011
目) 社会教育総務費	881,477	47,589	0	108,476	725,412
事項) 職員給与費	731,142	7,120	0	94,468	629,554
事項) 社会教育運営費	2,886				2,886
事項) 生涯学習活動推進費	29,733				29,733
事項) 成人教育振興費	621				621
事項) 青少年教育振興費	88,785	39,389			49,396
事項) 社会教育振興費	4,511				4,511
事項) 人権教育管理運営費	2,817				2,817
事項) 人権教育調査研究費	1,486				1,486
事項) 学校人権教育推進費	3,750	1,080			2,670
事項) 社会人権教育推進費	3,554				3,554
事項) 高等学校等進学奨励費	12,192			14,008	△ 1,816
目) 社会教育施設費	521,216	2,414	0	23,203	495,599
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	241,157			179	240,978
事項) 図書館運営費	180,745	1,414		3,052	176,279
事項) 青少年健全育成施設整備費	22,330				22,330
事項) 文書館運営費	14,078	1,000		171	12,907
事項) 博物館運営費	43,842			1,626	42,216
事項) 博物館企画展等開催費	19,064			18,175	889
項) 保健体育費	775,155	240,898	0	172,189	362,068

目) 保健体育総務費	677,373	196,488	0	156,827	324,058
事項) 職員給与費	170,151			3,412	166,739
事項) 管理運営費	3,007				3,007
事項) 学校保健管理指導費	338,814	192,046			146,768
事項) 学校安全管理指導費	165,401	4,442		153,415	7,544
目) 体育振興費	97,782	44,410	0	15,362	38,010
事項) 学校体育振興費	97,782	44,410		15,362	38,010
款) 災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
目) 学校施設災害復旧費	60,000	0	60,000	0	0
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000		60,000		
教育委員会合計	122,463,111	21,498,352	4,067,000	4,164,521	92,733,238

### ■債務負担行為

事項	期間	限度額
県立岩国総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から令和5年度まで	581,576
県立豊浦総合支援学校校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から令和5年度まで	210,943
県立岩国高等学校校舎建設に係る設計委託の年度を越える工事を一括契約すること。	令和4年度から令和6年度まで	148,048

### 【参考】観光スポーツ文化部への移管分

款) 総務費	87,111	4,567	0	2,488	80,056
項) 企画調整費	87,111	4,567	0	2,488	80,056
目) 文化振興費	87,111	4,567	0	2,488	80,056
事項) 文化行政推進費	87,111	4,567		2,488	80,056

議案第3号

令和3年度山口県一般会計補正予算（第9号）についての意見の申出  
について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め  
ます。

令和4年（2022年）2月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 3 教 政 第 1 2 2 5 号

令 和 4 年 (2022年) 2 月 21 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和4年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和4年2月15日付け令3財第168号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和4年度山口県一般会計予算
- 2 令和3年度山口県一般会計補正予算 (第9号)
- 3 山口県部制条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 10 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 4 年 (2022年) 2 月 15 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 4 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 3 年度山口県一般会計補正予算 (第 9 号)
- 3 山口県部制条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 10 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について



## 令和3年度2月補正予算の概要について

### 1 歳出予算

(単位：千円)

経費区分	補正前	補正額	補正後	主な増減内容
給与関係費	109,228,007	△366,846	108,861,161	○給与費の執行見込額の減
一般行政費	7,954,437	【通常】 △524,332	7,594,805	○一般管理費の執行見込額の減 ○教職員旅費の執行見込額の減
		【経済対策】 164,700		国の経済対策への対応による増 ○一般管理費(全日制・特別支援) ・県立学校における感染症対策に必要な衛生用品の追加購入
施策的費	3,758,357	△472,134	3,286,223	○就学支援金の執行見込額の減 ○奨学給付金の執行見込額の減 ○県立高等学校等県内修学旅行支援事業の執行見込額の減
県営建築事業費	2,037,058	△114,024	1,923,034	○入札等による執行見込額の減
災害復旧費	60,000	13,607	73,607	○8月大雨災害に係る補助災害復旧事業の執行見込額の増
合計	123,037,859	△1,299,029	121,738,830	

### 2 繰越明許費

(単位：千円)

事項	事業概要	繰越予定額	摘要
財産管理費	国道191号拡幅に係る萩商工高等学校外構工事等	146,369	液状化地盤であることが判明し、工法変更に伴い実施設計及び工期が伸びたため
一般管理費 (全日制・特別支援)	県立学校における感染症対策に必要な衛生用品の追加購入	164,700	国の経済対策による
施設改造費	県立高校空調整備工事	67,099	コロナの影響で必要な部品や機器が品薄で調達困難となったため
施設整備費	岩国総合支援学校職業科棟新築工事 他4件	136,168	工事内容について、学校との調整に不測の日数を要した等のため
文化財保護対策費	史跡萩藩主毛利家墓所整備事業	883	試掘調査の結果、基本設計を変更することとなり、不測の日数を要したため
県立学校施設災害復旧事業費	田布施農工高校土地災害復旧工事 他1件	57,400	進入路設置に伴う地元調整に不測の時間を要した等のため
合計		572,619	

令和3年度山口県一般会計補正予算（第9号）

教育委員会

(単位：千円)

■歳出予算

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	122,977,859	△ 1,312,636	△ 18,608	△ 3,371,700	△ 152,334	2,230,006	121,665,223
項) 教育総務費	21,458,854	△ 429,772	△ 314,576	△ 3,300,000	△ 36,658	3,221,462	21,029,082
目) 教育委員会費	5,333	△ 1,641	0	0	0	△ 1,641	3,692
事項) 教育委員会運営費	5,333	△ 1,641				△ 1,641	3,692
目) 教育総務費	5,689,405	△ 143,071	△ 169,515		△ 7,073	33,517	5,546,334
事項) 職員給与費	2,632,463	85,471	0	0	△ 3,768	89,239	2,717,934
事項) 教育庁運営費	534,611	△ 51,013	△ 34,281		48	△ 16,780	483,598
事項) 文教施設整備指導費	3,320	△ 20	△ 20				3,300
事項) 奨学法人助成費	22,404	△ 3,709			△ 3,349	△ 360	18,695
事項) 県立高校生等奨学事業費	308,241	△ 57,789	△ 19,263			△ 38,526	250,452
事項) 県立高校等就学支援事業費	2,167,362	△ 115,951	△ 115,951				2,051,411
事項) 義務教育課運営費	20,698	△ 60			△ 4	△ 56	20,638
目) 教職員及び学校管理費	14,661,499	△ 21,499	△ 641	△ 3,300,000	△ 3,006	3,282,148	14,640,000
事項) 教職員福利厚生費	4,559	△ 299				△ 299	4,260
事項) 教職員健康管理費	100,325	△ 18,792				△ 18,792	81,533
事項) 教職員住宅管理費	33,315	△ 18,250				△ 18,250	15,065
事項) 共済組合事務費交付金	86,595	△ 5,045				△ 5,045	81,550
事項) 学校管理費	53,590	△ 3,013	△ 641	0	△ 1,852	△ 520	50,577
事項) 教職員人事給与管理費	29,460	△ 1,423			△ 1,144	△ 279	28,037
事項) 教職員退職手当給付費	13,754,045	42,115		△ 3,300,000		3,342,115	13,796,160
事項) 災害補償費	86,005	△ 42			△ 10	△ 32	85,963
事項) 児童手当給付費	513,605	△ 16,750				△ 16,750	496,855
目) 教育指導費	867,811	△ 228,223	△ 138,675	0	△ 26,397	△ 63,151	639,588
事項) 学校指導管理費	217,617	△ 123,110	△ 121,605	0	0	△ 1,505	94,507
事項) 教科指導充実費	530	△ 80				△ 80	450
事項) 教育内容研究推進費	211,249	△ 35,256	△ 4,592	0	△ 5,258	△ 25,406	175,993
事項) 幼児教育充実費	39,850	△ 25,770	△ 7,430		△ 96	△ 18,244	14,080
事項) 児童生徒健全育成費	395,273	△ 41,980	△ 5,048	0	△ 19,021	△ 17,911	353,293
事項) 教職員資質向上対策費	3,292	△ 2,027			△ 2,022	△ 5	1,265
目) 教育振興費	29,759	△ 8,672	△ 4,474	0	0	△ 4,198	21,087
事項) 特別支援教育振興費	28,977	△ 8,672	△ 4,474			△ 4,198	20,305

目)教育研修所費	166,193	△ 22,365	△ 1,271	0	△ 182	△ 20,912	143,828
事項)教育研修所管理運営費	89,306	△ 587			△ 300	△ 287	88,719
事項)教職員等研修費	42,457	△ 9,652	△ 1,271		101	△ 8,482	32,805
事項)新規採用教員等研修事業費	20,948	△ 11,028				△ 11,028	9,920
事項)教育調査研究費	605	△ 311				△ 311	294
事項)教育相談実施費	12,877	△ 787			17	△ 804	12,090
目)恩給及び退職年金費	38,854	△ 4,301	0	0	0	△ 4,301	34,553
事項)恩給及び退職年金	38,854	△ 4,301				△ 4,301	34,553
項)小学校費	38,649,420	△ 239,197	△ 29,863	0	571	△ 209,905	38,410,223
目)教職員費	38,649,420	△ 239,197	△ 29,863	0	571	△ 209,905	38,410,223
事項)教職員給与費	38,288,603	△ 201,400	△ 32,062		577	△ 169,915	38,087,203
事項)非常勤職員給与費	247,478	△ 9,606	2,199		△ 6	△ 11,799	237,872
事項)教職員旅費	113,339	△ 28,191				△ 28,191	85,148
項)中学校費	23,964,175	△ 189,642	△ 10,056	0	528	△ 180,114	23,774,533
目)教職員費	23,964,175	△ 189,642	△ 10,056	0	528	△ 180,114	23,774,533
事項)教職員給与費	23,533,578	△ 117,000	△ 12,912		529	△ 104,617	23,416,578
事項)非常勤職員給与費	294,747	△ 10,753	2,856		△ 1	△ 13,608	283,994
事項)教職員旅費	135,850	△ 61,889				△ 61,889	73,961
項)高等学校費	24,410,794	△ 88,380	115,501	△ 24,300	△ 65,412	△ 113,169	24,322,414
目)高等学校総務費	20,848,879	△ 150,290	△ 105	0	△ 92,749	△ 57,436	20,698,589
事項)教職員給与費	19,886,326	△ 96,200	△ 105		△ 91,222	△ 4,873	19,790,126
事項)非常勤職員給与費	819,991	△ 14,871			△ 1,527	△ 13,344	805,120
事項)教職員旅費	142,562	△ 39,219				△ 39,219	103,343
目)全日制高等学校管理費	1,952,648	102,537	115,606	0	26,273	△ 39,342	2,055,185
事項)財産管理費	476,872	12,156			25,957	△ 13,801	489,028
事項)産業教育設備費	124,545	△ 1,640	△ 1,640				122,905
事項)理科数学教育設備費	7,822	△ 556	△ 278			△ 278	7,266
事項)一般管理費	1,067,125	93,743	117,524		△ 10,368	△ 13,413	1,160,868
事項)実験実習費	276,284	△ 1,166			10,684	△ 11,850	275,118
目)定時制高等学校管理費	36,629	△ 5,614	0	0	64	△ 5,678	31,015
事項)一般管理費	36,629	△ 5,614			64	△ 5,678	31,015
目)実習船運営費	96,256	△ 4,094	0	0	0	△ 4,094	92,162
事項)実習船運営費	96,256	△ 4,094				△ 4,094	92,162
目)学校建設費	1,473,255	△ 30,919	0	△ 24,300	0	△ 6,619	1,442,336

事項) 校舍改築費	1,257,413	△ 26,037		△ 21,100		△ 4,937	1,231,376
事項) 大規模改造事業費	9,629	△ 2,094		△ 1,400		△ 694	7,535
事項) 施設改造費	206,213	△ 2,788		△ 1,800		△ 988	203,425
目) 通信教育費	3,127	0	0	0	0	0	3,127
項) 特別支援学校費	12,127,190	△ 234,076	267,926	△ 47,400	△ 2,762	△ 451,840	11,893,114
目) 特別支援学校費	12,127,190	△ 234,076	267,926	△ 47,400	△ 2,762	△ 451,840	11,893,114
事項) 財産管理費	77,124	△ 621				△ 621	76,503
事項) 施設整備費	431,436	△ 80,909	△ 24,628	△ 47,400		△ 8,881	350,527
事項) 一般管理費	202,193	43,125	46,800	0	△ 497	△ 3,178	245,318
事項) 実験実習費	11,516	△ 250			△ 250		11,266
事項) 教職員給与費	10,147,903	△ 92,300	251,064		18	△ 343,382	10,055,603
事項) 非常勤職員給与費	423,663	△ 25,268				△ 25,268	398,395
事項) 教職員旅費	34,368	△ 16,764				△ 16,764	17,604
事項) 就学奨励費	202,786	△ 9,157	△ 5,310			△ 3,847	193,629
事項) 通学対策費	516,444	△ 51,932			△ 2,033	△ 49,899	464,512
項) 社会教育費	1,625,643	△ 58,302	△ 10,584	0	△ 8,928	△ 38,690	1,567,341
目) 社会教育総務費	959,064	△ 37,091	△ 18,510	0	1,871	△ 20,452	921,973
事項) 職員給与費	775,606	4,453	0	0	998	3,455	780,059
事項) 社会教育運営費	5,667	△ 439	85			△ 524	5,228
事項) 生涯学習活動推進費	30,315	△ 23				△ 23	30,292
事項) 成人教育振興費	521	△ 116				△ 116	405
事項) 青少年教育振興費	116,774	△ 38,255	△ 17,874		△ 721	△ 19,660	78,519
事項) 社会教育振興費	4,511	△ 235				△ 235	4,276
事項) 人権教育管理運営費	2,838	△ 465				△ 465	2,373
事項) 人権教育調査研究費	1,486	△ 677				△ 677	809
事項) 学校人権教育推進費	4,470	△ 2,393	△ 721			△ 1,672	2,077
事項) 社会人権教育推進費	3,554	△ 386				△ 386	3,168
事項) 高等学校等進学奨励費	13,322	1,445			1,594	△ 149	14,767
目) 文化財保護費	88,555	△ 3,727	△ 483	0	△ 1,079	△ 2,165	84,828
事項) 文化財保護対策費	46,436	△ 2,169	△ 97		△ 374	△ 1,698	44,267
事項) 埋蔵文化財対策費	42,119	△ 1,558	△ 386		△ 705	△ 467	40,561
目) 社会教育施設費	578,024	△ 17,484	8,309	0	△ 9,720	△ 16,073	560,540
事項) 青少年健全育成施設管理運営費	240,391	7,893	7,893				248,284
事項) 図書館運営費	217,961	△ 7,890			△ 1,248	△ 6,642	210,071

事項) 青少年健全育成施設整備費	23,250	△ 8,318				△ 8,318	14,932
事項) 文書館運営費	12,275	△ 1,610			7	△ 1,617	10,665
事項) 博物館運営費	64,071	△ 7,363	416		△ 441	△ 7,338	56,708
事項) 博物館企画展等開催費	20,076	△ 196			△ 8,038	7,842	19,880
項) 保健体育費	741,783	△ 73,267	△ 36,856	0	△ 38,673	2,262	668,516
目) 保健体育総務費	647,124	△ 58,402	△ 28,842	0	△ 33,822	4,262	588,722
事項) 職員給与費	166,795	13,046			62	12,984	179,841
事項) 管理運営費	4,197	△ 210				△ 210	3,987
事項) 学校保健管理指導費	309,691	△ 34,775	△ 26,896			△ 7,879	274,916
事項) 学校安全管理指導費	166,441	△ 36,463	△ 1,946		△ 33,884	△ 633	129,978
目) 体育振興費	94,659	△ 14,865	△ 8,014	0	△ 4,851	△ 2,000	79,794
事項) 学校体育振興費	94,659	△ 14,865	△ 8,014		△ 4,851	△ 2,000	79,794
款) 災害復旧費	60,000	13,607	37,274	△ 25,400	0	1,733	73,607
項) 学校施設等災害復旧費	60,000	13,607	37,274	△ 25,400	0	1,733	73,607
目) 学校施設災害復旧費	60,000	13,607	37,274	△ 25,400	0	1,733	73,607
事項) 県立学校施設災害復旧事業費	60,000	13,607	37,274	△ 25,400		1,733	73,607
教育委員会合計	123,037,859	△ 1,299,029	18,666	△ 3,397,100	△ 152,334	2,231,739	121,738,830

#### ■繰越明許費

款・項・事項名	補正後 予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 財産管理費	489,028	146,369			146,369	
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 一般管理費	1,160,868	117,900	117,900			
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	203,425	67,099		50,300		16,799
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設整備費	350,527	136,168		63,600		72,568
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 一般管理費	245,318	46,800	46,800			
款) 教育費 項) 社会教育費 事項) 文化財保護対策費	44,267	883				883
款) 災害復旧費 項) 学校施設等災害復旧費 事項) 県立学校施設災害復旧事業費	73,607	57,400	37,274	18,500		1,626

議案第4号

山口県部制条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和4年（2022年）2月24日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和4年2月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和4年2月15日付け令3財政第168号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 令和4年度山口県一般会計予算
- 2 令和3年度山口県一般会計補正予算 (第9号)
- 3 山口県部制条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 10 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

令和 4 年(2022年) 2 月 15 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見  
について

令和 4 年 2 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 4 年度山口県一般会計予算
- 2 令和 3 年度山口県一般会計補正予算(第 9 号)
- 3 山口県部制条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 7 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例
- 10 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について



## 議案第4号参考資料

### 山口県部制条例の一部を改正する条例

#### 1 趣旨

文化財を観光資源として積極的に活用し、観光振興につなげることを目的として、観光スポーツ文化部が文化に関する事項をその所管とするため、山口県部制条例をはじめ、関連する条例を一括して改正するもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 部制条例の一部改正

文化に関する事項を観光スポーツ文化部の分掌事務に追加する。

##### (2) 下記関連条例の一部改正

- 山口県使用料手数料条例
- 山口県文化財保護条例
- 山口県文化財保護審議会条例
- 山口県埋蔵文化財センター条例
- 山口県の事務処理の特例に関する条例

#### 3 施行期日

令和4年4月1日

#### 4 その他

新旧対照表（別紙）

る事務について、当該指定と同一の条件で前項の規定による改正後の山口県埋蔵文化財センター  
条例第九条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

11 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中第十八号の十八を第十八号の十九とし、第十八号の十一から第十八号の十七までを一号ずつ繰り下げ、第  
十八号の十の次に次のように加える。

<p>十八の十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第九十二条第一項(法第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理すること。 ロ 法第九十二条第二項の規定による指示又は命令をすること。 ハ 法第九十三条第二項の規定による指示をすること。 ニ 法第九十六条第一項の規定による届出を受理すること。</p>	<p>山口市、萩市、防府市及び 周南市</p>
---	-----------------------------

別表第三十四号の十一を削る。

第一条 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財センターを設置する。

第三条第五号中「山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条中「教育委員会は」を「知事は」に改め、同条第一号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第二号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第九条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第三項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第八項中「教育委員会は」を「知事は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十一条及び第十二条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（山口県埋蔵文化財センター条例の一部改正に伴う経過措置）

10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の山口県埋蔵文化財センター条例第九条第一項の規定による指定を受けて山口県埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行っている者は、施行日に、施行日から当該指定の期間の末日までの間の山口県埋蔵文化財センターの管理に関する

(山口県文化財保護審議会条例の一部改正)

6 山口県文化財保護審議会条例(昭和五十年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十条第一項」を「第九十条第二項」に改め、「山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に」を削る。

第二条第二項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第六条中「山口県教育庁」を「観光スポーツ文化部」に改める。

(山口県文化財保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に山口県文化財保護審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の山口県文化財保護審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第二項の規定により、山口県文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなす。

8 前項の規定により山口県文化財保護審議会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、令和六年一月三十一日までとする。

(山口県埋蔵文化財センター条例の一部改正)

9 山口県埋蔵文化財センター条例(昭和五十五年山口県条例第十五号)の一部を次のように改正する。  
第一条を次のように改める。

(設置)

第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第七項、第三十四条、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の四、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項並びに第三十八条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第三十九条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十条の二第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一項、第二項及び第六項、第四十五条第一項並びに第四十六条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第四十七条を次のように改める。

(規則への委任)

第四十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第四十八条を削り、第八章中第四十九条を第四十八条とする。

第五十条中「教育委員会」を「知事」に改め、同条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。

(山口県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前にした前項の規定による改正前の山口県文化財保護条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項、第四項及び第五項並びに第六条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条第一項中「これに基づく山口県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）及び教育委員会」を「この条例に基づく規則及び知事」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十二条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「教育委員会に」を「知事に」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第十六条第二項中「教育委員会は、知事が」を「知事は、」に改める。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「これに基づく教育委員会規則」を「この条例に基づく規則」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十九条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第三項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十条、第二十二條第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十四條、第二十六條第一項から第三項まで及び第五項並びに第二十七條第一項、第二項、第六項及び第七項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第二十八條中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

ることとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事のした許可等の処分その他の行為又は知事に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の6の2の表に次のように加える。

三			
古式銃砲又は刀剣類の登録等に関する事務		古式銃砲刀剣類登録申請等手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録
刀剣類製作承認申請手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録証の再交付	一件につき	六千三百円
一件につき	一件につき	三千五百円	八百円

別表第一の9の表十二の項を削る。

(山口県文化財保護条例の一部改正)

4 山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を削り、「第四十九条―第五十一条」を「第四十八条―第五十条」に改める。  
第三条中「山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

議案第 号

山口県部制条例の一部を改正する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号(三)中「地域文化」を「文化」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により山口県教育委員会がした許可等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に法令等の規定により山口県教育委員会に対して行っている許可の申請その他の行為で、施行日以後において知事が管理し、及び執行す



山口県の事務処理の特例に関する条例 新旧対照表

改正案

現行

十九～三十四の十

(略)

(削除)

三十五 前各号に掲げるもののほか、知事若しくは教育委員会に提出することとされている書類の受理又は知事若しくは教育委員会が交付することとされている書類の交付をすること（次に掲げる書類に係るものに限る。）  
 イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に基づき事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ロ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項に規定する保健所の業務に関する事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ハ クリーニング業法に基づき事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ニ 農薬用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ホ イからニまでに掲げるもののほか、規則又は教育委員会規則で定める書類

宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市及び周防大島町

下関市

萩市及び山陽小野田市

周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町及び各市

各市町

十九～三十四の十

(略)

(略)

三十四の十一 文化財保護法（昭和十五年法律第百二十四号）以下この号において「法」といふことに基づき事務のも次に掲げるもの  
 イ 法第九十一条第一項（法第九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること  
 ロ 法第九十二条第二項の規定による指示又は命令をすること  
 ハ 法第九十三条第二項の規定による指示をすること  
 ニ 法第九十六条第一項の規定による届出を受理すること  
 三十五 前各号に掲げるもののほか、知事若しくは教育委員会に提出することとされている書類の受理又は知事若しくは教育委員会が交付することとされている書類の交付をすること（次に掲げる書類に係るものに限る。）  
 イ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に基づき事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ロ 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項に規定する保健所の業務に関する事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ハ クリーニング業法に基づき事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ニ 農薬用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき事務に係る書類のうち規則で定めるもの  
 ホ イからニまでに掲げるもののほか、規則又は教育委員会規則で定める書類

山口市、萩市、防府市及び周南市

宇部市

防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市及び周防大島町

下関市

萩市及び山陽小野田市

周防大島町、上関町、田布施町、平生町、阿武町及び各市

各市町

山口県の事務処理の特例に関する条例 新旧対照表

改正案

現行

別表(第一関係)

別表(第二関係)

○山口県の事務処理の特例に関する条例

(平成十二年三月二十四日  
山口県条例第二号)

<p>一〇十八の九(略)</p> <p>十八の十 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号、以下この号において「法」という。)に基いて事務のうち次に掲げるもの(一)の市町の区域を指定区域とするシルバー人材センターに係るものに限る。</p> <p>イ 法第三十七条第一項の規定による指定をすること。</p> <p>ロ 法第三十七条第三項の規定による公示をすること。</p> <p>ハ 法第三十七条第四項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十七条第五項の規定による公示をすること。</p> <p>ホ 法第四十一条第一項の規定による書類を受理すること。</p> <p>ヘ 法第四十一条第二項の規定による書類を受理すること。</p> <p>ト 法第四十二条の規定による命令をすること。</p> <p>チ 法第四十三条第一項の規定による指定の取消しをすること。</p> <p>リ 法第四十三条第二項の規定による公示をすること。</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>
<p>十八の十一 文化財保護法(昭和二十五法律第二百四十四号、以下この号において「法」という。)に基いて事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九十二条第一項(法第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理すること。</p> <p>ロ 法第九十二条第二項の規定による指示又は命令をすること。</p> <p>ハ 法第九十二条第三項の規定による指示をすること。</p> <p>ニ 法第九十六条第一項の規定による届出を受理すること。</p>	<p>山口市、萩市、防府市及び周南市</p> <p>(略)</p>

<p>一〇十八の九(略)</p> <p>十八の十 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号、以下この号において「法」という。)に基いて事務のうち次に掲げるもの(一)の市町の区域を指定区域とするシルバー人材センターに係るものに限る。</p> <p>イ 法第三十七条第一項の規定による指定をすること。</p> <p>ロ 法第三十七条第三項の規定による公示をすること。</p> <p>ハ 法第三十七条第四項の規定による届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十七条第五項の規定による公示をすること。</p> <p>ホ 法第四十一条第一項の規定による書類を受理すること。</p> <p>ヘ 法第四十一条第二項の規定による書類を受理すること。</p> <p>ト 法第四十二条の規定による命令をすること。</p> <p>チ 法第四十三条第一項の規定による指定の取消しをすること。</p> <p>リ 法第四十三条第二項の規定による公示をすること。</p>	<p>市町</p> <p>(略)</p>
<p>(新設)</p> <p>十八の十一〇十八の十八(略)</p>	<p>(略)</p>

改正案

現行

(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第十二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、埋蔵文化財センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第十三条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十二条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、埋蔵文化財センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第十三条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

改正案

現行

(指定管理者の指定)

- 第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。
- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
  - 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
  - 一 一 三 (略)
  - 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
  - 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち埋蔵文化財センターの管理を最も適切に行うことができるものと認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
  - 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
  - 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者の指定)

- 第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。
- 2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
  - 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、教育委員会規則で定めるところにより、埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
  - 4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
  - 一 一 三 (略)
  - 5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
  - 6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち埋蔵文化財センターの管理を最も適切に行うことができるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
  - 7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
  - 8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

改正案

現行

<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第九条 埋蔵文化財センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。</p> <p>4 指定管理者が埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行う場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第九条 埋蔵文化財センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>4 指定管理者が埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行う場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>
---	---

改正案

現行

(開館時間)

第五条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の手続)

第六条 埋蔵文化財センターの文化財資料を利用しようとする者は、知事の定める手続によらなければならない。

(利用の拒否)

第七条 知事は、前条の規定により埋蔵文化財センターの文化財資料を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

第八条 (略)

(開館時間)

第五条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の手続)

第六条 埋蔵文化財センターの文化財資料を利用しようとする者は、教育委員会の定める手続によらなければならない。

(利用の拒否)

第七条 教育委員会は、前条の規定により埋蔵文化財センターの文化財資料を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- 二 教育委員会の指示に従わないとき。

第八条 (略)

改正案

現行

○山口県埋蔵文化財センター条例

(昭和五十五年七月五日  
山口県条例第十五号)

(設置)

第一条 埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財センターを設置する。

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十条の規定に基づき、埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財センターを設置する。

第二条 (略)

第二条 (略)

(業務)

第三条 山口県埋蔵文化財センター(以下「埋蔵文化財センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

(業務)

第三条 山口県埋蔵文化財センター(以下「埋蔵文化財センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、埋蔵文化財を保護するため、知事が適当であると認める業務に関する事。

五 前各号に掲げるもののほか、埋蔵文化財を保護するため、山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が適当であると認める業務に関する事。

(開館日)

第四条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

(開館日)

第四条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一〜三 (略)

一〜三 (略)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

改正案

現行

<p>(設置)</p> <p>第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十条第二項の規定に基づき、山口県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>○山口県文化財保護審議会条例 (昭和五十年十二月二十六日) (山口県条例第三十九号)</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十条第一項の規定に基づき、山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に山口県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>
<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 臨時委員は、知事が任命する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 臨時委員は、教育委員会が任命する。</p>
<p>第三条 (略) 第五条 (略)</p>	<p>第三条 (略) 第五号 (略)</p>
<p>(庶務)</p> <p>第六条 審議会の庶務は、観光スポーツ文化部において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第六条 審議会の庶務は、山口県教育庁において処理する。</p>
<p>第七条 (略)</p>	<p>第七条 (略)</p>



改正案

現行

第八章 罰則

第四十八条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者及び県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第八章 罰則

第四十九条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者及び県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十九条 第十九条又は第四十条の二の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、三万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第五十条 第十九条又は第四十条の二の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会が現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、三万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

改正案

現行

第七章 雑則

(規則への委任)

第四十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(削除)

第七章 雑則

(知事への委任)

第四十七条 第十六条第一項(第三十五条及び第四十一条において準用する場合を含む)、第十七条(第十八条第四項、第二十九条第三項、第三十条第四項(第三十五条の三第二項において準用する場合を含む)、第三十五条、第三十五条の二第三項、第三十六条第四項、第四十一条及び第四十五条第三項において準用する場合を含む)、第十八条第三項(第三十五条及び第四十一条において準用する場合を含む)、第十九条第五項、第二十二条第三項(第三十条第二項、第三十五条及び第四十一条において準用する場合を含む)、第四項(第三十五条及び第四十一条において準用する場合を含む)及び第七項(第三十五条及び第四十一条において準用する場合を含む)、第二十九条第二項、第三十条第三項(第三十五条の三第二項において準用する場合を含む)、第三十条の二第二項、第三十六条第三項、第四十条の二第四項並びに第四十五条第二項の規定の施行について必要な事項は、知事が定める。

(教育委員会への委任)

第四十八条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

第四十四条 (略)

(保存)

第四十五条 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 3 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第四十六条 知事は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

6 前条第二項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第四十四条 (略)

(保存)

第四十五条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 3 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第四十六条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者、保存団体その他の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

改正案

現行

第六章 県選定保存技術

(選定等)

第四十二条 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことができないもの（法第四百四十七条第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを山口県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 4 (略)

(解除)

第四十三条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつたときその他特殊の理由があるときは、当該県選定保存技術の選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の理由があるときは、当該保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 5 (略)

第六章 県選定保存技術

(選定等)

第四十二条 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことができないもの（法第四百四十七条第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを山口県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 4 (略)

(解除)

第四十三条 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつたときその他特殊の理由があるときは、当該県選定保存技術の選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の理由があるときは、当該保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 5 (略)

改正案	現行
<p>(土地の所在等の変更)</p> <p>第四十条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第四十一条において準用する第七条第二項の規定により選任された管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第四十条の二 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>第四十一条 (略)</p>	<p>(土地の所在等の変更)</p> <p>第四十条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者(第四十一条において準用する第七条第二項の規定により選任された管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に変更があつたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第四十条の二 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 4 (略)</p> <p>第四十一条 (略)</p>

改正案

現行

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十七条 知事は、県の区域内に存する記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第三十八条 知事は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つたときその他特殊の理由があるときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 3 (略)

(標識等の設置)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第四十一条において準用する第九条第一項の規定を受けた市町その他の法人（以下この章において「管理団体」という。）がある場合は、その者）は、規則で定める基準により、当該県指定史跡名勝天然記念物の管理に關して必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第五章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十七条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定史跡、山口県指定名勝又は山口県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 (略)

(解除)

第三十八条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つたときその他特殊の理由があるときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 3 (略)

(標識等の設置)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第四十一条において準用する第九条第一項の規定を受けた市町その他の法人（以下この章において「管理団体」という。）がある場合は、その者）は、教育委員会規則で定める基準により、当該県指定史跡名勝天然記念物の管理に關して必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

改正案

現行

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)  
 第三十五条の四 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たるところを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)  
 第三十五条の四 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たるところを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第三十六条 知事は、県の区域内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び法第九十一条において準用する法第七十七条第一項の規定により重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち記録の作成等の必要があるものとして選択されたものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

第三十六条 教育委員会は、県の区域内に存する県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び法第九十一条において準用する法第七十七条第一項の規定により重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち記録の作成等の必要があるものとして選択されたものを除く。）のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

2 知事は、前項の規定による選択をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による選択をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 4 (略)

3 4 (略)

改正案

現行

<p>(県指定有形民俗文化財の保護)</p> <p>第三十四条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、県指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。</p> <p>第三十五条 (略)</p>	<p>(県指定有形民俗文化財の保護)</p> <p>第三十四条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、県指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関して必要な指示をすることができる。</p> <p>第三十五条 (略)</p>
<p>(県指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第三十五条の二 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2 3 (略)</p>	<p>(県指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第三十五条の二 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2 3 (略)</p>
<p>(県指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第三十五条の三 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、当該記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(県指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第三十五条の三 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、当該記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>



改正案

現行

第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財  
(指定)

第三十二条 知事は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2-4 (略)

(解除)

第三十三条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2-6 (略)

7 知事は、第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を告示しなければならない。

第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財  
(指定)

第三十二条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2-4 (略)

(解除)

第三十三条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2-6 (略)

7 教育委員会は、第五項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を告示しなければならない。

改正案

現行

(公開)

第三十条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

2 第二十二條第三項及び第六項の規定は、前項の規定による県指定無形文化財の公開について準用する。

3 知事は、第一項の規定による県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部として、当該記録の所有者その他適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 第十六條第二項及び第十七條の規定は、前項の規定により知事が当該補助金を交付する場合に準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第三十一條 知事は、県指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(公開)

第三十条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

2 第二十二條第三項及び第六項の規定は、前項の規定による県指定無形文化財の公開について準用する。

3 知事は、第一項の規定による県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部として、当該記録の所有者その他適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 第十六條第二項及び第十七條の規定は、前項の規定により知事が当該補助金を交付する場合に準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第三十一條 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

改正案

現行

(保持者の氏名変更等)

第二十八条 県指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める理由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について同様とする。

(保存)

第二十九条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができ  
 2 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、その保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。  
 3 第十六条第二項及び第十七条の規定は、前項の規定により知事が当該補助金を交付する場合に準用する。

(保持者の氏名変更等)

第二十八条 県指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める理由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。保持団体が名称、事務所所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について同様とする。

(保存)

第二十九条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができ  
 2 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、その保存に要する経費の一部に充てさせるため、その保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。  
 3 第十六条第二項及び第十七条の規定は、前項の規定により知事が当該補助金を交付する場合に準用する。

改正案

現行

<p>(解除)</p> <p>第二十七条 知事は、県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由があるときは、当該県指定無形文化財の指定を解除することができる。</p> <p>2 知事は、県指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の理由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>6 知事は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていたもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知しなければならない。</p> <p>7 県指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、県指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。</p>	<p>(解除)</p> <p>第二十七条 教育委員会は、県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由があるときは、当該県指定無形文化財の指定を解除することができる。</p> <p>2 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるときその他特殊の理由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>6 教育委員会は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されていたもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知しなければならない。</p> <p>7 県指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、県指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。</p>
---	---

第二十五条 (略)

第二十五条 (略)

第三章 県指定無形文化財

(指定等)

第三章 県指定無形文化財  
(指定等)

第二十六条 知事は、県の区域内に存する無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

第二十六条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

2. 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会は、第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

5 知事は、第一項の規定による指定をした後においても当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 教育委員会は、第一項の規定による指定をした後においても当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 (略)

6 (略)

改正案

現行

3 第一項の規定による勧告に基づく出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による勧告に基づく公開のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を県の負担とすることが出来る。

4 知事は、第一項の規定による勧告に基づき出品した所有者又は管理団体に対し、給与金を支給することができる。

5 知事は、県指定有形文化財が第一項の規定による勧告に基づき出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 知事は、第二項の県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、同項の規定による勧告に基づく公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関して必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することが出来る。

7 (略)

第二十三条 (略)

(報告)

第二十四条 知事は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

3 第一項の規定による勧告に基づく出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による勧告に基づく公開のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を県の負担とすることが出来る。

4 知事は、第一項の規定による勧告に基づき出品した所有者又は管理団体に対し、給与金を支給することができる。

5 教育委員会は、県指定有形文化財が第一項の規定による勧告に基づき出品されたときは、その職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第二項の県指定有形文化財の所有者又は管理団体に対し、同項の規定による勧告に基づく公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関して必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することが出来る。

7 (略)

第二十三条 (略)

(報告)

第二十四条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

<p>(修理の届出等)</p> <p>第二十条 県指定有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、当該県指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第十六条第一項の規定による補助金の交付、第十八条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、県指定有形文化財の保護のため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る修理に関して技術的な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十二条 知事は、県指定有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、六月以内の期間を限って、知事が行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、県指定有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、三月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p>	<p>(修理の届出等)</p> <p>第二十条 県指定有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、当該県指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十六条第一項の規定による補助金の交付、第十八条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、県指定有形文化財の保護のため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る修理に関して技術的な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第二十一条 (略)</p> <p>第二十二条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、六月以内の期間を限って、教育委員会が行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、三月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p>
--	---

改正案

現行

(現状変更等の制限)

第十九条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は、第一項の許可を与える場合には、その許可の条件として同項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關して必要な指示をすることができる。
- 4 知事は、第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 5 県は、第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。

(現状変更等の制限)

第十九条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合には、その許可の条件として同項の規定による現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關して必要な指示をすることができる。
- 4 教育委員会は、第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。
- 5 県は、第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。



改正案

現行

<p>(管理又は修理に関する勧告等)</p> <p>第十八条 知事は、県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関して必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 知事は、県指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該県指定有形文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を県の負担とすることができる。</p> <p>4 第十六条第二項及び前条の規定は、前項の規定により県が当該費用の全部又は一部を負担する場合に準用する。</p>	<p>(管理又は修理に関する勧告等)</p> <p>第十八条 教育委員会は、県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、当該県指定有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関して必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、県指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該県指定有形文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を県の負担とすることができる。</p> <p>4 第十六条第二項及び前条の規定は、前項の規定により県が当該費用の全部又は一部を負担する場合に準用する。</p>
---	---

改正案

現行

(管理又は修理の補助等)

第十六条 知事は、県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該県指定有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えないときその他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 知事は、前項の規定により補助金を交付したときは、当該所有者又は管理団体に対し、当該管理又は修理に関して必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十七条 知事は、前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該所有者又は管理団体に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 前条第二項に規定する指示に従わなかつたとき。

(管理又は修理の補助等)

第十六条 知事は、県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該県指定有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えないときその他特別の事情があるときは、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、知事が前項の規定により補助金を交付したときは、当該所有者又は管理団体に対し、当該管理又は修理に関して必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十七条 知事は、前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号の一に該当するときは、当該所有者又は管理団体に対し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 前条第二項に規定する指示に従わなかつたとき。

改正案

現行

(滅失、損傷等)  
 第十二条 県指定有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体が  
 ある場合は、その者)は、当該県指定有形文化財の全部又は一部  
 が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取  
 られたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならな  
 い。

(滅失、損傷等)  
 第十二条 県指定有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体が  
 ある場合は、その者)は、当該県指定有形文化財の全部又は一部  
 が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取  
 られたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければな  
 らない。

(所在の場所の変更)  
 第十三条 県指定有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体が  
 ある場合は、その者)は、当該県指定有形文化財の所在の場所を  
 変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なけ  
 ればならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、  
 又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(所在の場所の変更)  
 第十三条 県指定有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体が  
 ある場合は、その者)は、当該県指定有形文化財の所在の場所を  
 変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け  
 出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合に  
 は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ること  
 をもって足りる。

第十四条、第十五条 (略)

第十四条、第十五条 (略)

改正案

現行

(管理団体による管理)

第九条 知事は、県指定有形文化財につき、所有者が判明しないとき又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められるときは、市町その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理（当該県指定有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者（権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。）並びに当該市町その他の法人の同意を得なければならぬ。

3 6 (略)

(管理団体の指定の解除)

第十条 知事は、前条第一項に規定する理由が消滅したときその他特殊の理由があるときは、当該管理団体の指定を解除することができる。

2 (略)

第十一条 (略)

(管理団体による管理)

第九条 教育委員会は、県指定有形文化財につき、所有者が判明しないとき又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められるときは、市町その他の法人を指定して、当該県指定有形文化財の保存のため必要な管理（当該県指定有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県指定有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該県指定有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者（権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。）並びに当該市町その他の法人の同意を得なければならぬ。

3 6 (略)

(管理団体の指定の解除)

第十条 教育委員会は、前条第一項に規定する理由が消滅したときその他特殊の理由があるときは、当該管理団体の指定を解除することができる。

2 (略)

第十一条 (略)

改正案

現行

(所有者の管理義務及び管理責任者)  
 第七条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び知事の指示に従い、当該県指定有形文化財を管理しなければならない。  
 2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。  
 3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。  
 4 前条及び第一項の規定は、管理責任者について準用する。  
 (所有者の変更等)  
 第八条 県指定有形文化財の所有者に変更があつたときは、新所有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。  
 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)  
 第七条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく山口県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)及び教育委員会の指示に従い、当該県指定有形文化財を管理しなければならない。  
 2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。  
 3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。  
 4 前条及び第一項の規定は、管理責任者について準用する。  
 (所有者の変更等)  
 第八条 県指定有形文化財の所有者に変更があつたときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。  
 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

改正案

現行

(解除)

第五条 知事は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由があるときは、当該県指定有形文化財の指定を解除することができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 知事は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 県指定有形文化財の所有者は、第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書を知事に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第六条 知事は、県指定有形文化財の所有者に対し、当該県指定有形文化財の管理に関して必要な指示をすることができる。

(解除)

第五条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失ったときその他特殊の理由があるときは、当該県指定有形文化財の指定を解除することができる。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 教育委員会は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 県指定有形文化財の所有者は、第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第六条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、当該県指定有形文化財の管理に関して必要な指示をすることができる。

改正案

現行

<p>第二章 県指定有形文化財 (指定)</p> <p>第四条 知事は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者（権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ山口県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。</p> <p>5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者又は権原に基づく占有者に到達した時からその効力を生ずる。</p> <p>6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、指定書を当該県指定有形文化財の所有者に交付しなければならない。</p>	<p>第二章 県指定有形文化財 (指定)</p> <p>第四条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを山口県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者（権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ山口県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。</p> <p>5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者又は権原に基づく占有者に到達した時からその効力を生ずる。</p> <p>6 教育委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、指定書を当該県指定有形文化財の所有者に交付しなければならない。</p>
---	---

改正案

現行

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 県指定有形文化財（第四条―第二十五条）

第三章 県指定無形文化財（第二十六条―第三十一条）

第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第三十二条―第三十六条）

第五章 県指定史跡名勝天然記念物（第三十七条―第四十一条）

第六章 県選定保存技術（第四十二条―第四十六条）

第七章 雑則（第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条―第五十条）

附則

第一章 総則  
第一条～第二条（略）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 知事は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 県指定有形文化財（第四条―第二十五条）

第三章 県指定無形文化財（第二十六条―第三十一条）

第四章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第三十二条―第三十六条）

第五章 県指定史跡名勝天然記念物（第三十七条―第四十一条）

第六章 県選定保存技術（第四十二条―第四十六条）

第七章 雑則（第四十七条・第四十八条）

第八章 罰則（第四十九条―第五十一条）

附則

第一章 総則  
第一条～第二条（略）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

○山口県文化財保護条例

（昭和四十年三月二十六日  
山口県条例第十号）



山口県使用料手数料条例 新旧対照表

改正案

		教育職員の免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了確認又は更新講習修了確認の期限の延期をした旨の通知書の再交付	一件につき
			千円

(附條)

(略)

現行

古式銃砲又は刀剣類の登録等に関する事務	古式銃砲又は刀剣類の登録等手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録の再交付	古式銃砲又は刀剣類の登録	一件につき	千円
古式銃砲刀剣類登録申請手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録	古式銃砲又は刀剣類の登録の再交付	古式銃砲又は刀剣類の登録	一件につき	千三百円
古式銃砲刀剣類製作承認申請手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録	古式銃砲又は刀剣類の登録の再交付	古式銃砲又は刀剣類の登録	一件につき	三百五十円
古式銃砲刀剣類製作承認申請手数料	古式銃砲又は刀剣類の登録	古式銃砲又は刀剣類の登録の再交付	古式銃砲又は刀剣類の登録	一件につき	八百円

(略)

山口県使用料手数料条例 新旧対照表

改正案

現行

9 教育委員会関係使用料手数料		項 類	公 の 施 設 又 は 事 務 の 種 類	名 称	区 分	単 位	金 額
一〇十 (略)							
				教育職員の免許状の授与		一件につき	三千三百円
				(1) 普通免許状		一件につき	三千三百円
				(2) 特別免許状		一件につき	三千三百円
				(3) 臨時免許状		一件につき	千七百円
				新教育領域の追加		一件につき	三千三百円
				(1) 普通免許状		一件につき	千七百円
				(2) 臨時免許状		一件につき	千七百円
				教育職員の免許状の書換え		一件につき	八百七十円
				教育職員の免許状の再交付		一件につき	千七百円
				教育職員検定の実施		一件につき	千七百円
				免許法認定講習の実施		一科目につき	千五百五十円
				教育職員の免許状の有効期間の更新		一件につき	三千三百円
				教育職員の免許状の有効期間の延長		一件につき	千七百円
				更新講習修了確認		一件につき	三千三百円
				更新講習修了確認の期限の延期		一件につき	千七百円
				免許状更新講習の免除		一件につき	三千三百円
				教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) 附則第一(条第三項第三号)の確認		一件につき	三千三百円

9 教育委員会関係使用料手数料		項 類	公 の 施 設 又 は 事 務 の 種 類	名 称	区 分	単 位	金 額
一〇十 (略)							
				教育職員の免許状の授与		一件につき	三千三百円
				(1) 普通免許状		一件につき	三千三百円
				(2) 特別免許状		一件につき	三千三百円
				(3) 臨時免許状		一件につき	千七百円
				新教育領域の追加		一件につき	三千三百円
				(1) 普通免許状		一件につき	千七百円
				(2) 臨時免許状		一件につき	千七百円
				教育職員の免許状の書換え		一件につき	八百七十円
				教育職員の免許状の再交付		一件につき	千七百円
				教育職員検定の実施		一件につき	千七百円
				免許法認定講習の実施		一科目につき	千五百五十円
				教育職員の免許状の有効期間の更新		一件につき	三千三百円
				教育職員の免許状の有効期間の延長		一件につき	千七百円
				更新講習修了確認		一件につき	三千三百円
				更新講習修了確認の期限の延期		一件につき	千七百円
				免許状更新講習の免除		一件につき	三千三百円
				教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号) 附則第一(条第三項第三号)の確認		一件につき	三千三百円

山口県使用料手数料条例 新旧対照表

改正案

別表第一(第二条関係)

156 (略)

6の2 観光スポーツ文化振興関係使用料手数料

項 は事務の種 類	名 称	区 分	単 位	金 額
一 全国通訳業 内士の登録 に関する事 務	全国通訳業 内士登録申 請等手数料	全国通訳業内士の登録 全国通訳業内士登録証の訂 正又は再交付	一件につき	五百円 四十円
二 旅行業等の 登録に關す る事務	旅行業等登 録申請手 料	旅行業の登録 旅行業の登録の更新 旅行業の變更登録 旅行業者代理業の登録 旅行サービス手配業の登録	一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき	二万三千五百円 一万七千三百円 一万二千円 一万五千三百円 一万五千三百円
三 古式銃砲又 は刀剣類の 登録等に關 する事務	古式銃砲刀 剣類登録申 請等手数料 刀剣類製作 承認申請手 料	古式銃砲又は刀剣類の登録 古式銃砲又は刀剣類の登録 証の再交付	一件につき 一件につき	六千三百円 三千五百円
			一件につき	八百円

758 (略)

現行

○山口県使用料手数料条例

(昭和三十一年三月二十七日  
山口県条例第二十七号)

別表第一(第二条関係)

156 (略)

6の2 観光スポーツ文化振興関係使用料手数料

項 は事務の種 類	名 称	区 分	単 位	金 額
一 全国通訳業 内士の登録 に関する事 務	全国通訳業 内士登録申 請等手数料	全国通訳業内士の登録 全国通訳業内士登録証の訂 正又は再交付	一件につき	五百円 四十円
二 旅行業等の 登録に關す る事務	旅行業等登 録申請手 料	旅行業の登録 旅行業の登録の更新 旅行業の變更登録 旅行業者代理業の登録 旅行サービス手配業の登録	一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき	二万三千五百円 一万七千三百円 一万二千円 一万五千三百円 一万五千三百円

新設

758 (略)

改正案	現行
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〜二八 (略)</p> <p>七 観光スポーツ文化部</p> <p>(一) 観光に関する事項</p> <p>(二) 国際交流に関する事項</p> <p>(三) スポーツの推進及び文化に関する事項</p> <p>八 農林水産部</p> <p>(略)</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第二条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 一〜二八 (略)</p> <p>七 観光スポーツ文化部</p> <p>(一) 観光に関する事項</p> <p>(二) 国際交流に関する事項</p> <p>(三) スポーツの推進及び地域文化に関する事項</p> <p>八 農林水産部</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">○山口県部制条例</p> <p style="text-align: center;">(昭和三十一年十月三日 山口県条例第四十二号)</p>

例規① P59

# 令和4年度教育委員会事務局等の組織改正（案）について

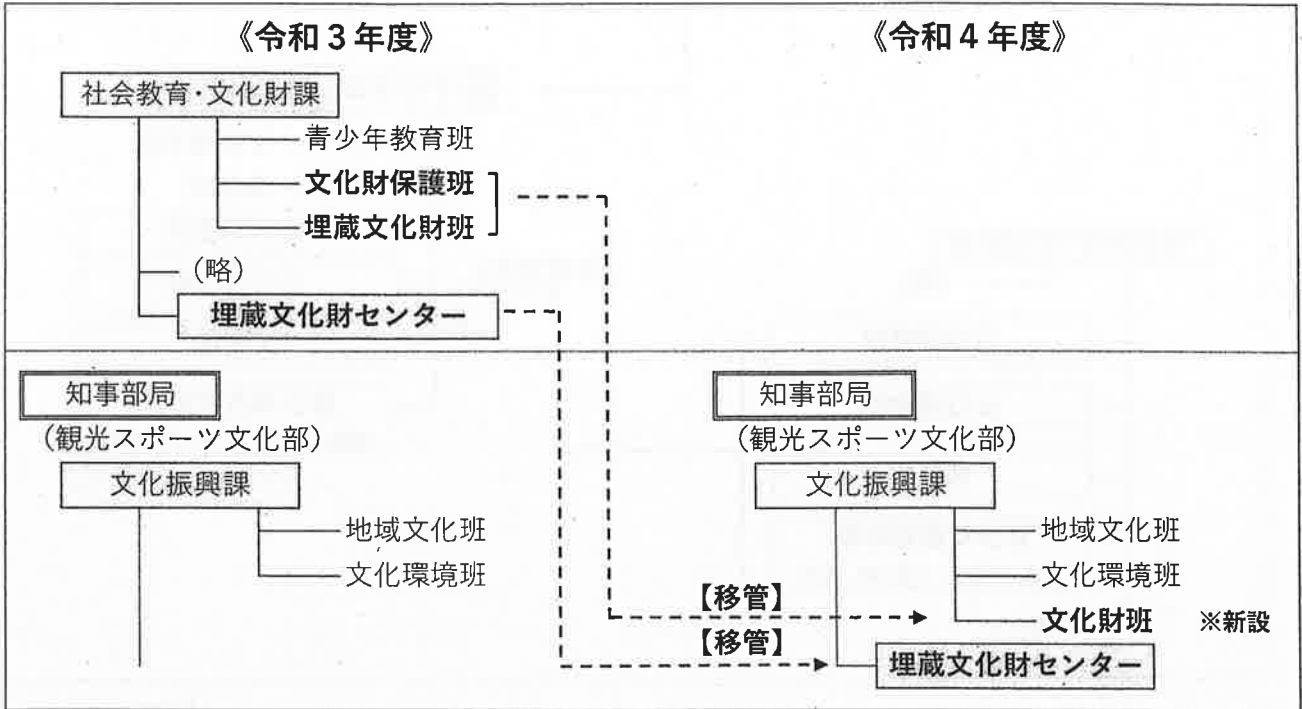
## 1 基本的な考え方

簡素で効率的な体制整備に努めるとともに、「山口県教育振興基本計画」に掲げる重点施策の具現化に向けて、集中的に職員配置を行い、組織力の強化を図る。

## 2 主要事項

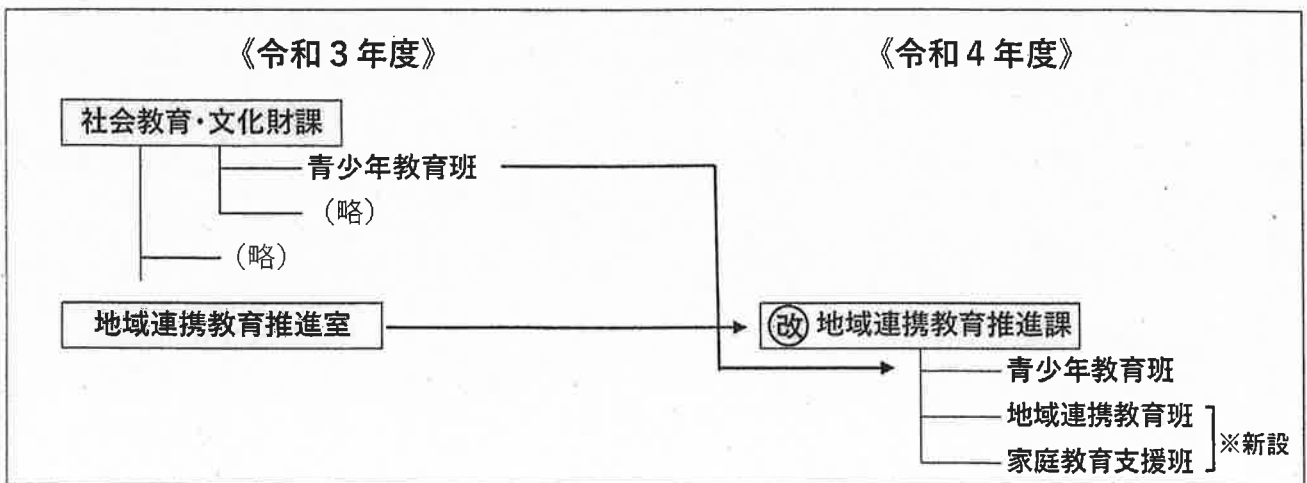
### (1) 文化財保護事務の移管

文化財を観光資源等として積極的に活用できるよう、社会教育・文化財課が所管している文化財保護業務を知事部局（文化振興課）へ移管する。



### (2) 地域連携教育推進課の設置

地域連携教育の推進に向け、社会教育との連携強化を図るため、社会教育・文化財課青少年教育班の業務を移管するとともに、室から課へ改組し、組織体制の充実を図る。



### (3) 学校運営・施設整備室の設置

県立高校再編を見据えた施設の整備等を円滑に進めるための学校調整などを行うとともに、社会教育・文化財課が所管していた「教育施設に関する事務」を担うため、新たに「学校運営・施設整備室」を設置する。

